合併後の国保・水道・選挙区

保険料は七月から改定

受診証は来年度から統一

金津・小合の初診料給付は廃止

新津市国保は金津、小合、新町の合併により、合併後の経営規模の拡大、事業内容の充実に伴い、被保険者世帯数六千百かん百五十世帯に人員も三万二千人の四万四千二百人になり予算編成において、四千一百七十八万円が四千一百七十五万円と各々増加をした。一方運営面については、国は三市村とも異なった経営方式であったので、合併により四月一日から次の通り変更し取扱いもつとめて統一発足することとなった。これは今後の新市運営に重要な問題であるので特別議の結果各々の特殊性を考えて調整統一を見たものである。国保の振興上ふさわしいものとこよべきことと云いよう。

今後はますます地域社会住民の保健福祉の増進と相互扶助精神の高揚に努力する。

（1）地域社会住民の保健福祉の増進

（2）相互扶助精神の高揚

（3）医師の指定

指定療養担当者も新市域の関係から次の（イ）のままでの指定医師に（ロ）の医師を新に追加指定する。

（イ）既指定者（含む）

新津市、金津、小合、大郷、各町村の全医師、新潟市桑名病院、信濃病院、小須賀内科医師、小須戸町全医師、臼井診療所、榊田診療所

（ロ）新指定医師

亀田、亀田、横越、両川、白根市、各町村の全医師、聖隷ホストリウム、各国立病院、新指定医師、臼井診療所、榊田診療所

（4）給付の変更

（イ）新市村では初診料の給付を廃止する。但し往診料、歯科補綴料の給付を継続する。

（ロ）他の同地区とも従前通りとする。

（ハ）旧新津市は従前通りとする。

（5）徴収方法

保険料は十二回に分け毎月十日前後に今年度の納付する。督促状は一回、七、十の月前三ヶ月分未納者をまとめて発行する。この場合の発行期日は月末とし十日以内に配付する。この年度期間中の納付のない方には督促状を配付する。この年度期間中に納付をおいた二十日前に配付する。

（6）前納報奨金制度

今月行われる地方選挙次の通りである。木市議会選挙に属する。

（7）助産費祭費の支給

（8）業費の支払

各支所戸籍係に備付けの申請書に所要事項を記載し受診証、印鑑を添えて保険係に出せば即時支給される。

（9）異動及び転届

転入、転出届その他の異動届出はその他の手続きは各支所で受付する。

（10）保険料の納付

保険料前納に対し次の割合で報奨金を交付する。

月分保険料の金額、九分の一、六ヶ月分前納に対し五分の一、三ヶ月分前納に対し二割五分納。

（11）保険料の減免

保険料前納に対し次の割合で報奨金を交付する。

月分保険料の金額、九分の一、六ヶ月分前納に対し五分の一、三ヶ月分前納に対し二割五分納。

（12）保険料の納付

保険料は次の国保の変更

保険料の変更

小合、金津では従来保険税であったが今後は保険料となる。賦課方法及び限率はまだ決定せず五月頃までには決定されるがその間の四月から六月までの保険料は昨年度と同額を賦課し、年額の十二分の一、七月に改定賦課を行う。（以上旧新津市の同様）

新区域へ延びなやむ水道

全市給水に約一億円

人家まばらで採算とれず

新津市は金津、小合の二合併によりその区域を拡大し、この合併により、この区域の一部は、一層の改良と完全の都市化に向かう。

政府は地元から約一億円の政府補助金があり、この金利の補償に対する金利補償の飛躍的発展が期待され、その維持費（電気費）人件費、薬品費等の増加分五万円の水道収入で充分賄えるものと云う。

この対策として水道管を延長して家に水を供給し、水道料の増収を図る。

現在の水道経営は完全独立採算制であり、今日までに水源拡張のため、

（1）金津村では初診料の給付を廃止する。但し往診料、歯科補綴料の給付を継続する。

（2）他の同地区とも従前通りとする。

（3）旧新津市は従前通りとする。

市議選挙は四月三十日

県議選挙では金津・小合は中蒲区

今月行われる地方選挙次の通りである。木市議会選挙は中蒲区の選挙区に属する。

（1）業費の支払

各支所戸籍係に備付けの申請書に所要事項を記載し受診証、印鑑を添えて保険係に出せば即時支給される。

（2）異動及び転届

転入、転出届その他の異動届出はその他の手続きは各支所で受付する。

（3）助産費祭費の支給

助産費祭費の支払いは各支所戸籍係に備付けの申請書に所要事項を記載し受診証、印鑑を添えて保険係に出せば即時支給される。

（4）保険料の納付

保険料前納に対し次の割合で報奨金を交付する。

月分保険料の金額、九分の一、六ヶ月分前納に対し五分の一、三ヶ月分前納に対し二割五分納。

（5）前納報奨金制度

（6）支所取扱事務

各支所では次の国保の事務を取扱う。

（7）業費の支払

各支所で受付した業費の支払は毎月一回、二回の割合で支払う。但し水害地むを得ない場合は繰り上げ支払うことが出来る。

（8）助産費祭費の支給

（9）異動及び転届

（10）保険料の納付

（11）知事・県議選挙

（12）選挙人名簿調製

（13）選挙人名簿調製

（14）選挙人名簿調製

（15）選挙人名簿調製

（16）選挙人名簿調製

（17）選挙人名簿調製

（18）選挙人名簿調製

（19）選挙人名簿調製

（20）選挙人名簿調製

（21）選挙人名簿調製

合併は必然的要請

投稿　金津村長　川田茂男

選挙人名簿調製

期限におくれぬよう申請

今回の地方選挙における補充選挙人名簿は次の通りとなる。

（1）知事、県議会議員選挙

現在期日　四月十日

（2）市議会議員選挙

現在期日　四月二十一日

（3）県議会議員選挙

現在期日　四月三日

（4）市議会議員選挙

現在期日　四月二十一日

（5）選挙人名簿調製

（6）選挙人名簿調製

（7）選挙人名簿調製

（8）選挙人名簿調製

（9）選挙人名簿調製

（10）選挙人名簿調製

（11）選挙人名簿調製

（12）選挙人名簿調製

（13）選挙人名簿調製

（14）選挙人名簿調製

（15）選挙人名簿調製

（16）選挙人名簿調製

（17）選挙人名簿調製

（18）選挙人名簿調製

（19）選挙人名簿調製

（20）選挙人名簿調製

（21）選挙人名簿調製

投票区の区域と投票所及び名簿登録者数

（記載は一面）

投票区名	区域	投票所	名簿登録者数
第1投票区	四之町・停車場通・上善道・東善道・西善道・下興野・北上・北上新田	新津市役所	3,637
第2投票区	一之町・二之町・三之町・栄町・中沢・山先・滝谷本町	第一小学校	3,068
第3投票区	新町・日宝町・旭町・西金沢・新日本	第二小学校	3,347
第4投票区	秋葉・田家宮前・田家上組	妙本寺	2,093
第5投票区	上山谷・下山谷・古田・天神	福王寺	2,178
第6投票区	草水・滝谷・飯郷	水賀堂	1,220
第7投票区	東金沢・上金沢・大安寺・中新田	草刈会館	977
第8投票区	満願寺・七日町・大橋	阿賀浦小学校	1,424
第9投票区	北潟・川口・結福島・荻島・田島	清新小学校	1,690
第10投票区	中野・車場	荻川農協事務所	774
第11投票区	市之瀬・覚路津・三枚潟・三津屋・長潟	市之瀬小学校	1,056
第12投票区	朝日・劔町	金津支所	789
第13投票区	金津・金津新田・塩谷	高岳寺	765
第14投票区	古津・福ケ沢	大安寺	748
第15投票区	東島・西島	妙福寺	607
第16投票区	中村・程島	草水照林寺	829
第17投票区	栗宮・小戸上組・小戸下組	小戸上組第三共同作業場	683
第18投票区	大鹿	小合農協第四倉庫	712
第19投票区	小屋場・梅ノ木・浦興野新通り	小合南小学校	504
第20投票区	浦興野・出戸・子成場	出戸共同作業場	659
第21投票区	四興野・興曽根・大秋・川根・野方	小合西小学校	558